

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日 ・ 随 時

監 査 公 表

静岡市監査公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和 2 年 10 月 30 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	山 根 田鶴子
同	山 本 彰 彦

記

令和元年度定期監査

支出負担行為に必要な決裁文書の添付漏れについて〔建設政策課〕

【指摘事項】

市予算規則第 28 条及び別表第 2 の規定によれば、委託契約の支出負担行為伺書には決裁文書を添付しなければならないこととされており、電子決裁導入後の手続としては、事業決裁を文書管理システムで起案した上で、財務会計システムで起票する支出負担行為伺いに事業決裁をリンクさせることで両システムを関連付けて処理することとなっている。

しかし、建設局事業概要データ作成業務委託契約において、事業決裁は適切に行われていたものの、財務会計システムで起票した支出負担行為伺いに本来されるべき文書管理システムへの事業決裁のリンクがされていなかった。

なお、支出負担行為伺いには契約締結決裁がリンクされていたが、契約締結決裁は単価契約や長期継続契約の場合に必要なものであり、当該委託契約のような総価契約の場合には行う必要のない事務手続であった。

【措置の状況】

契約事務や電子決裁における事務手順の確認が不十分であり、起案者から承認者、決裁者に至るまでのチェック体制が機能しなかったため、支出負担行為書にリンクさせる関連文書に誤りが生じてしまいました。

また、契約締結決裁を作成していたことについては、契約事務や電子決裁における事務手順の確認を怠り、前年度の起案をそのまま流用したことが原因であります。併せて、起案者から承認者、決裁者に至るまでのチェック体制が機能しなかったため、誤りが生じてしまいました。

今後は同様の誤りが生じないように、課内で指摘事項を供覧し、令和2年4月20日に周知徹底しました。また、決裁文書を作成する際は、以前の文書をそのまま流用することなく、市予算規則や各種マニュアル等で事務処理手順を確認し、電子決裁の回議時において、電子データの添付やリンクさせる関連文書に漏れがないかの確認を係内で徹底し、再発防止を図ります。併せて、再発防止策についてリスクチェックシートに記載し、毎年定期的に確認することとしました。

なお、指摘を受けた委託契約については、支出負担行為書に事業決裁をリンクさせる処理を行い、令和2年4月27日に処理が完了しました。